

V. 食品健康影響評価

本専門調査会としては、添加物「グルタミルバリルグリシン」が「添加物に関する食品健康影響評価指針」における「消化管内で分解して食品常在成分になることが科学的に明らかである場合」に該当すると判断したことから、添加物「グルタミルバリルグリシン」の毒性について、指針に基づき試験の一部について省略し、遺伝毒性、28日間反復投与毒性に係る試験成績を用いて評価を行うこととした。

本専門調査会としては、グルタミルバリルグリシンについての安全性に係る知見を検討した結果、添加物「グルタミルバリルグリシン」については、遺伝毒性、反復投与毒性の懸念はないと判断した。

以上のことから、本専門調査会としては、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念が無いと考えられ、添加物「グルタミルバリルグリシン」のADIを特定する必要はないと評価した。